

參考資料

(1) ハローワークについて

公共職業安定所(ハローワーク)とは？

- ハローワークは、民間の職業紹介事業等では就職へ結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援する最後のセーフティネットとしての役割を担っている。
- 地域の総合的雇用サービス機関として、職業紹介、雇用保険、雇用対策などの業務を一体的に実施する点がハローワークの特徴。
- ハローワークは1日約17万人が利用する国民にもっとも身近な行政機関の一つであり、全国544所のハローワークに加え、地方自治体とのワンストップ窓口(「一体的実施施設」)を275カ所設置するなど、地域に密着した業務を実施。

(参考)

- ・平成26年度実績
新規求職者数 583.8万人 新規求人数 886.6万 就職 180.5万人
雇用保険受給資格決定件数 156.5万件
- ・ハローワークの人員体制 職員数:10,917人 相談員数(※):15,563人
(※)相談員には、公募により基本的に民間出身の労務経験者・有資格者等を活用

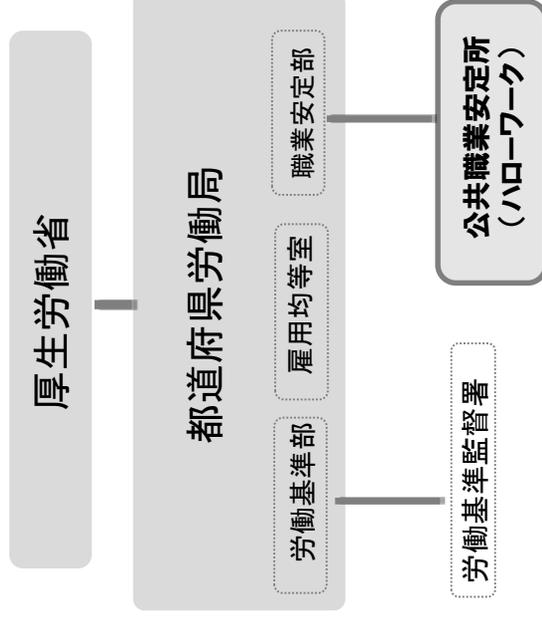


(求職活動の様子)



(職業相談の様子)

組織の位置づけ



主な所掌事務

失業認定に当たっては、保険者たる国が、直接職業紹介を実施して、再就職の意思を厳格に認定することが必要。

職業紹介

職業紹介・職業相談、求人開拓、職業訓練の受講あっせん

就職の実現には、企業の指導等と一体となった職業紹介や、関係機関と連携したチーム支援が効果的。

雇用保険／求職者支援

- ・失業認定、失業給付の支給
- ・職業訓練受講給付金の支給 等

雇用対策 (企業指導など)

- ・障害者の雇用率達成指導 (雇入計画の作成命令・勧告等)
- ・高齢者雇用確保措置導入指導 (違反事業主に対する勧告等) 等
- ・雇用維持のための支援

※OECDの雇用戦略でも、職業紹介・失業給付・雇用対策の3機能は統合されるべき、との勧告がなされている。(1994年・2006年)

ハローワークの主な取組と成果：各対象者

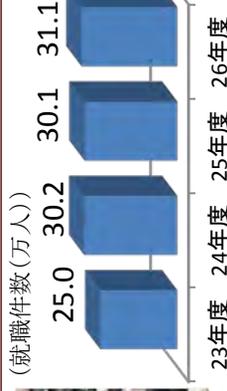
働く希望を持つ若者・女性・障害者・生活保護受給者等の就職支援など政策課題にも積極的に対応

若者(新卒者・フリーター)

- ・ 新卒応援ハローワーク(57カ所)を設置し、新卒者に対して、ジョブサポーターによる担当者制の支援を実施
【利用者数 64.1万人、ジョブサポーターの支援による就職決定 19.9万人】
- ・ わかものハローワーク(28箇所)、窓口・コーナー等を設置(212カ所)、フリーターの正規雇用化を支援 【フリーター等の就職件数 31.1万人】



(新卒応援ハローワーク)



子育て女性等

- ・ 子ども連れで来所しやすい環境のマザーズハローワーク・コーナーを設置(180カ所)、仕事と子育てが両立しやすい求人確保や担当者制による支援を実施
【就職者数 7.6万人】 ※担当者制支援＝対象者7.2万人、就職者6.3万人、就職率87.5%



(マザーズハローワーク)

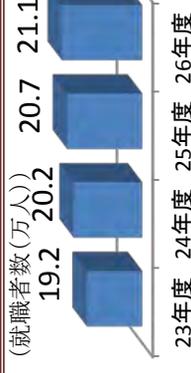


高齢者

- ・ 高齢者に対するきめ細かな職業紹介や、企業に対する65歳までの雇用確保措置の導入に向けた相談・指導を実施
【就職者数 21.1万人 雇用確保措置導入済み企業(31人以上規模) 98.1%】



(高齢者就職面接会)

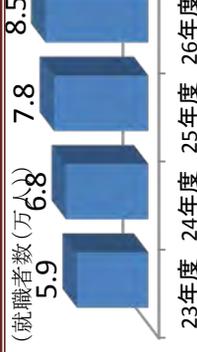


障害者

- ・ 障害特性に応じた職業紹介と雇用率未達成企業に対する厳正な指導を組み合わせて実施 【就職者数 8.5万人 実雇用率 1.82%】



(ハローワークでの職業相談)

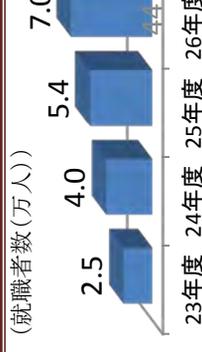


生活保護受給者等(地方自治体と連携した就職促進)

- ・ 福祉事務所と連携してチームを組み、対象者ごとに就労支援プランを作成し、自立に向けた支援を実施 【就職者数 7.0万人】
- ・ 福祉事務所内等にハローワーク窓口を設置、自治体とハローワークが一体となった支援を実施 【実施自治体数 76市区(平成27年3月1日現在)】



(自治体との一体的な支援)



※実績は平成25年度実績(雇用確保措置導入済み企業割合及び障害者の実雇用率は平成25年6月1日現在)